

日本最南端の大自然と文化の町

広報 たけとみちよう

新100歳 慶祝・野底ヨネさん おめでとうございます

去った9月25日（金）新100歳となる野底ヨネさん宅で、内閣総理大臣からの祝状と銀杯、沖縄県知事からの祝状と記念品、川満竹富町長より祝儀が贈られ、長寿を祝いました。

また、野底ヨネさんから「町の福祉向上のために」と竹富町へ寸志が贈られました。

会談の場では、川満町長とヨネさんが「デンサ節」を合唱するなど、終始和やかで明るく楽しい慶祝訪問となりました。



2009(平成21年)

10月号

No. 340

仲井眞沖縄県知事（八重山保健所慶田盛総括が代読）からの祝状を授与される野底ヨネさん（写真右）

人口動態（9月末現在）

総人口	4,077（＋4）
男	2,117（＋3）
女	1,960（＋1）
世帯数	2,192（－1）

日本最南端の大自然と文化の町から世界へ情報発信中!!

URL <http://www.town.taketomi.okinawa.jp>

E-mail info@town.taketomi.okinawa.jp

季節性インフルエンザ予防接種のお知らせ

竹富町に住所のある方

- ① 満年齢65歳以上の方
- ② 満年齢60歳以上64歳以下の者であって心臓・腎臓・呼吸器等の障害を有する方は、

自己負担1,000円で

インフルエンザ予防接種が受けられます。

接種期間：平成21年10月1日～12月31日まで

問い合わせ先

竹富町役場健康づくり課：保健予防係

電話：82-6191（内線152）

知ってまあか？

インフルエンザ脳症

新型インフルエンザによるインフルエンザ脳症は、8月25日までに全国で10例、沖縄県内でも2例の発症疑いが確認されており、今後も増加が懸念されております。

◆インフルエンザ脳症◆

インフルエンザ感染に伴う発熱後、急速に神経障害や意識障害を伴う症状です。

◆早期の症状◆

インフルエンザ様症状（発熱等）に加え、

- (1) 「呼びかけに答えない」などの意識レベルの低下がみられる
- (2) 意味不明の言動がみられる
- (3) 持続性のけいれん*とけいれん後の意識障害が続く

*けいれん発作が30分以上持続した状態やけいれん発作を繰り返し30分以上意識が完全に回復しない状態

このような症状が見られた際には、速やかに医療機関を受診して下さい。

◆まずは、ご相談を◆



強い解熱剤（例：ボルタレン・ポンタール及びこれらと同様の成分*の入っているもの）は、インフルエンザ脳症の予後悪化させるので、必ず解熱剤の使用はかかりつけの医師に相談して用いましょう。

*ジクロフェナクナトリウム、メフェナム酸

◆ご協力願い◆

医療機関を受診する前に、必ず電話で連絡をし、受診時間や入り口等を確認してください。受診するときは、マスクを着用し「咳エチケット」を心がけるとともに、極力公共の交通機関の利用を避けてください。



こんなときは迷わず病院へ

国保がんじゅう講演会のお知らせ

知っ得！納得！お得な情報！
「医者いらずになる為の 医者のはなし」

八重山地区国民健康保険運営協議会では、国保事業安定化推進月間にちなみ石垣市健康福祉センターの城所望医師による上記タイトルにて、講演会を予定いたしておりますので多数の町民の皆様のご参加をお待ちいたしております。

日時 : 平成21年11月15日(日) 午後7時～
場所 : 竹富町離島振興総合センター
講師 : 城所 望(石垣市健康福祉センター医師)

問い合わせ
竹富町 健康づくり課 国保係 82-6191

【農業委員会よりのお知らせ】



農地法違反

●農地違反転用

農地を農地以外の目的に使用する場合は、農地転用の手続きが必要になります。

農地転用とは、農地を住宅、倉庫、工場、店舗等の施設の用地にしたり、駐車場や資材置場などの用地にする行為です。

所有者自らが行う場合は、農地法第4条、所有者以外の者が行う場合は、農地法第5条の申請が必要です。

●違反転用とは

次の場合は違反転用になります。

- ①無許可で転用した場合
- ②許可条件に違反して転用した場合
- ③詐欺その他不当手段により許可を受けた場合
- ④違反転用者からその違反にかかわる土地について工事等を請け負った場合

このような場合、農地法に違反することになり、農地等の権利取得の効力は生じません(つまり、所有権等の移動や、地目の変更などはできません。)また、違反転用者には、県、町から農地転用の手続きをするなどの指導が行われます。指導に従わなかった場合、県が工事等を中止させ、元の農地に復元させることがあります。これに従わない場合は、最高3年以下の懲役または300万円以下の罰金に処せられます。

●農地を守るのはあなたです

◆許可を得ずに農地を人に貸して返してもらえなくなったり、違反転用として、自分で農地に戻さなくてはならなくなった事例もあります。安易に農地を提供することはやめましょう。

◆耕作していない荒れた農地は、不法投棄の場として狙われたりします。所有者は常に責任を持って農地を管理しましょう。

◆農地の埋立てを業者に依頼する場合は、周辺に被害が及ばないように、搬入する土地、工事内容、工事期間、被害防除措置等を必ず確認し、それらを盛り込んだ契約を結ぶようにしましょう。

こんなときは農業委員会へ

「住宅・店舗等を建てたい」「農地に植林をしたい」「駐車場・資材置き場にしたい」

農地の転用又は違反転用については、
地域の農業委員又は農業委員会事務局にお問い合わせ下さい。

竹富町農業委員会 TEL 82-6191 FAX 82-3748

沖縄にテロはいらない! (NO TERROR)

～国際テロ未然防止にご協力を～(八重山警察署 0980-82-0110)

今年目標額＝1,671,000円



10月1日▶12月31日

昨年は、赤い羽根募金に1,693,264円の善意が寄せられ、1,439,264円の配分金があり、町民福祉のために使われています。

配分金内訳は老人福祉活動に716,000円、児童福祉活動に35,000円、障害児(者)活動・福祉育成援助活動に688,264円の配分金がありました。

赤い羽根募金の趣旨をご理解いただき、ご協力下さいました町民の皆様、事業所、各職場、児童会、生徒会、篤志家の方々に対し心から厚くお礼を申し上げます。

一世帯500円以上を
目安としています

今年も皆様のご協力をお願い致します



沖縄県共同募金会竹富町分会
竹富町社会福祉協議会
TEL 84-3302

厚生労働大臣メッセージ

今年で63回目を迎える赤い羽根共同募金運動が、いよいよ本日から始まりました。

この運動は、国民の皆様の善意と助け合いの精神によって支えられ、社会福祉に対する理解と関心を深めるとともに、我が国のそれぞれの地域における福祉の推進に大きく寄与してまいりました。

国民の誰もが住み慣れた地域で生きがいをもって安心して暮らすことができるよう、人々が助け合い、支え合う地域社会を築いていくことが一層重要になってきております。

歴史ある赤い羽根共同募金運動が、人間性豊かな明るい福祉社会を実現するため、更に力強く展開されることを願ってやみません。

多くの皆様のご支援、ご協力を心よりお願いいたします。

平成21年10月1日

厚生労働大臣 長 妻 昭

第8回 竹富町教育委員会（定例会）会議報告

- 1 開会 平成21年9月29日（火） 午前10時21分～
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長の報告
- 4 日程の決定
- 5 議事（議事日程のとおり）
 - (1) 報告9件
 - (2) 議案6件
- 6 その他
 - (1) 波照間中学校の統廃合の説明会について
- 7 閉会 平成21年9月29日（火） 午後4時24分終了

議事日程

月 日	議題種別・番号	題 名
9月29日	報告第42号	竹富町文化財保護審議委員の委嘱について
	報告第43号	竹富島重要伝統的建造物群保存地区における現状変更行為許可（許可9号）について
	報告第44号	竹富島重要伝統的建造物群保存地区における現状変更行為許可（許可10号）について
	報告第45号	竹富島重要伝統的建造物群保存地区における現状変更行為許可（許可11号）について
	報告第46号	竹富島重要伝統的建造物群保存地区における現状変更行為許可（許可12号）について
	報告第47号	竹富島重要伝統的建造物群保存地区における現状変更行為許可（許可13号）について
	報告第48号	町指定史跡「ミーナ井戸」現状変更行為許可について
	報告第49号	町指定史跡「下り井戸」現状変更行為許可について
	報告第50号	竹富町学校評議員の委嘱について
	9月29日	議案第27号
議案第28号		竹富町教育委員会嘱託員の報酬及び費用弁償に関する規則の制定について
議案第29号		特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規定の制定について
議案第30号		学校歯科医の委嘱について
議案第31号		竹富町教育委員会委員長の選挙について
議案第32号		竹富町教育委員長代行の指定について



YAMANEKO MARATHON 2010

第17回竹富町やまねこマラソン



さわやかに西表島の大自然を走ろう。
2010.2.13 (SAT) 上原小学校 START

● 問い合わせ ●

〒907-8503
沖縄県石垣市美崎町11-1
竹富町教育委員会教育課内
竹富町体育協会（月～金）
Tel: 0980-82-6191
Fax: 0980-82-0643

takeyouiku@town.taketomi.okinawa.jp

受 付 期 間 **10.5 (MON) ~ 12.18 (FRI)**

「イリオモテヤマネコは今」第24回

長寿記録更新!

ケガをしている、死んでいるヤマネコをみつけたら
ヤマネコ緊急ダイヤル
0980-85-5581
 西表野生生物保護センター
 毎日24時間受け付け中

西表野生生物保護センターで現在飼育しているヤマネコ W-48 (通称:よん) が、かつて沖縄こどもの国で飼育されていた「ケイ太」が持っていた飼育下でのイリオモテヤマネコ長寿記録を更新しました。

「よん」は1996年8月6日に西表島北部のナガラ橋付近で交通事故に遭い、路上に横たわっているところを発見されました。保護された時は母親から離れて独り立ちしたばかりの子ネコでした。治療後は野生復帰へ向けてのリハビリが開始されましたが、左前足を引きずるなどの後遺症が残り、とうとう野生へ帰すことができませんでした。この10月で13才6ヶ月になりました。カジマヤーのお祝いをするくらいおじいちゃんのネコです。木に登れなくなったり、歩きながら足を踏み外したりと体力は衰えてきていますが、えさはモリモリ食べますし、時々走り回ったりしてヤマネコらしい動きを見せてくれることもあります。

保護センターでは「よん」の姿をライブ映像で見ることができます。ヤマネコは夜型の動物なので昼間は寝ていることも多いですが、イリオモテヤマネコの動く姿を見ることができれば保護センターだけなので、ぜひ足を運んでいただけたらと思います。また、インターネット自然研究所のホームページ(<http://www.sizenken.biodic.go.jp/pc/live/html/index.html>)では、ライブ映像の写真(静止画)が約1時間ごとにアップロードされますので、センターに来られない方でも「よん」の姿を見ることができます。

「よん」はその観察データを蓄積することで、長年、多くの研究やヤマネコの保護に貢献してきましたが、野生復帰することはできませんでした。それはとても残念なことです。「よん」のような生涯を送るヤマネコが新たに生じてしまうことがないように、私たちも交通事故を防ぐ取り組みを続けていきたいと思います。これからも交通安全へのご協力をお願い致します。



行政相談週間始まる (10月19日~25日)

「行政相談制度」は、役所の仕事に関する苦情や要望等をお受けして、その解決を促進するとともに、皆さんの声を行政に役立てるものです。総務省では、この制度を広く国民の皆様にご利用いただくため、毎年10月に行政相談週間を実施しております。

○このような場合にはぜひ御相談を

国の役所の仕事や独立行政法人・特殊法人の仕事のほか、県や市町村が国から委託されたり、国の補助を受けて行っている仕事について、次のようなことはありませんか。

- 説明に納得できない
- どこに相談したらいいのかわからない
- このようにしてほしい
- 処理が遅い
- 直接は苦情を申し出にくい

○相談は、次のような方法で受け付けています。

竹富町では、前鹿川健一さんが総務大臣から行政相談委員に委嘱され、皆さんの相談に応じています。

○巡回行政相談所 日時 : 平成21年11月9日(月)

場所 : 船浮公民館 午前 11:30~12:30
 上原多目的集会施設 午後 2:00~4:00

また、沖縄行政評価事務所でも、次のとおり電話等で相談を常時受け付けていますので、お気軽に御相談ください。

- 行政苦情110番 (098) 867-1100又は0570-090110
 (受付時間は、平日の8:30~17:15まで。時間外は留守番電話対応)
- 相談受付FAX (098) 866-0158



【行政相談委員】
 前鹿川 健一
 (総務大臣による委嘱)



『ちゅらさん運動』で築く安全・安心な沖縄県